

豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市内における地域保健、医療及び福祉の充実を図るため、豊中精神保健福祉協議会（以下「協議会」という。）に交付する豊中精神保健福祉協議会事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 協議会が実施する事業のうち、補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害者と健常者との交流事業、職域開発援助事業等の精神保健福祉の推進に関する事業及び市民健康展等市民の健康づくりに関する事業
- (2) 精神保健福祉市民講座、精神保健福祉教育研修事業等の精神障害者への理解と健全な心身の維持を促進するための広報啓発及び情報提供に関する事業
- (3) 精神保健福祉に関する調査研究、研修会への参加、関係書籍の購入等会員の資質の向上を図るための研究・研修活動に関する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に係る直接事業費並びに当該事業に関する事務費及び人件費に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を限度に予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申込み)

第4条 協議会は、次に掲げる書類を添えて、豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付申込書（様式第1号）を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件を付すことができる。

- (1) 補助対象事業の遂行に関し、検査を行うことがあること。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を当

該申込者に対し豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付決定をしたときはその内容及び理由を当該申込者に対し豊中精神保健福祉協議会事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた協議会は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の変更等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を行った場合において、補助金の交付決定後に生じた事情の変化により、協議会が補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行することができないときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、第3条の規定による補助金の額を各年度の上半期に概算払いにより行うものとする。

- 2 協議会は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 協議会は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに豊中精神保健福祉協議会事業補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(協議会への指示等)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、協議会に対し、隨時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、協議会が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をした場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求することができる。

(施行細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から実施し、平成15年度分の補助対象事業から適用する。

豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付申込書

平成 年 月 日

豊中市長 様

申込者住所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度における豊中精神保健福祉協議会事業補助金を次のとおり受けたいので、豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付要綱第4条の規定により申込みます。

補助申込額	金	円
-------	---	---

添付書類

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. その他参考となる書類

様式第2号（第7条関係）

豊中市指令健健第 号

平成 年度豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付決定通知書

平成 年(年)月 日

様

豊 中 市 長

平成 年(年)月 日付けで申込みのありました豊中精神保健福祉協議会事業にかかる補助金を次のとおり交付することに決定しましたので、豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金の交付を決定した事業	交付決定額
豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付要綱第2条に規定する事業	金 円

交付の条件

- (1)補助対象事業の遂行に関し、検査を行うことがあること。
- (2)補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3)補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (4)補助対象事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (5)その他市長が必要と認める事項。

様式第3号（第7条関係）

平成 年度 豊中精神保健福祉協議会事業補助金不交付決定通知書

年()月 日

様

豊中市長

平成 年()月 日 まで申込みがありました 豊中精神保健福祉協議会事業にかかる補助金は、下記事由により不交付と決定しましたので、豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

豊中精神保健福祉協議会事業補助金実績報告書

平成 年(年)月 日

豊中市長様

報告者住所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度における豊中精神保健福祉協力会事業補助金について、豊中精神保健福祉協議会事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	金 円
補助金の精算額	金 円
補助対象事業の完了期日	
補助金の使用方法	
補助対象事業の効果	

添付書類

1. 事業実績書
2. 収支決算書
3. その他市長が必要と認める書類